

潟上市公共施設等総合管理計画(案)の概要

1 公共施設等総合管理計画とは

公共施設等総合管理計画とは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として位置づけられており、具体的には

- 総合的** 「市が所有する公営住宅や道路など全ての公共施設全体の状況を把握し」
- 計画的** 「将来の人口推計を用いるなど長期的な視点を持ち、更新・統廃合・長寿命化の方針を決定する」ことで
- 結果** 「財政負担の軽減・平準化や公共施設の最適な配置を実現することを目的」としています

2 背景

国では1964年に開催された東京オリンピックなど高度成長期に整備された高速道路などが50年を経過し、老朽化による安全性への懸念が指摘されています。

本市においても老朽化と思われる水道管が破裂し、漏水する事故も発生しています。

国県や市町村ともに、少子高齢化に伴う税収の減少と社会保障費の増加に伴うソフト事業への重点的な配分は今後も続くものと予想され、結果、維持管理費用の財源確保が喫緊の課題となっています。

3 計画策定に伴うメリットなど

総務省では、計画策定や計画実行に伴う財政支援を行っています。また、この計画の策定有無によっては、今後財政支援を受けられない可能性もあります。

メリット

- メリット① 公共施設最適化事業債** 充当率90%・元利償還金の50%交付税算入
計画に基づいて行われる施設の集約化及び複合化などにより全体の延べ床面積が減少することが条件
- メリット② 除却債** 充当率75%・元利償還金の交付税算入なし
総合管理計画に基づいて行われる施設の除却解体に係る事業 ※一時的な一般財源不足への対応
- メリット③ 地域活性化事業債(転用事業)** 充当率90%・元利償還金の30%交付税算入
既存施設を改修し、改修前とは異なる事業目的の施設を整備する事業

合併特例債の発行終了を見据え、上記起債と国県補助金を組み合わせた事業展開を推し進める必要があります。また国でも減築や集約・複合化事業に財政支援がシフトしていくものと予想されます。

社会資本整備総合交付金の補助メニューによっては、**本計画の策定が交付要件**となっている場合もあり、今後も注意が必要となります。少なくとも平成28年度中の策定を国では要請しているようです。

4 本計画の概要

策定にあたって、平成26年4月22日付け通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(総務省)により、計画策定の具体的な指針が示されています。

国指針では記載すべき事項として以下の3つの事項について掲げています。

- ① 「公共施設等の現況及び将来の見通し」
- ② 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」
- ③ 「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

本市においても、国指針の趣旨に則り策定しています。
また本計画は具体的に個別の施設に的を絞ったものではなく、**市全体の基本方針を定めた計画**となっています。

○計画期間 10年間・平成29年度(2017年度)～平成38年度(2026年度)

社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直しを行っていきます。

4-1 公共施設等の現況及び将来の見通し

○将来人口の予測

※平成22年(2010年)国調人口34,442人との比較

将来見通しには、人口推移についても行うよう要請され、市では人口ビジョンと社人研推計の2パターンで実施しています。

年	人口ビジョン			社人研		
	人口	比較		人口	比較	
平成32年(2020年)	31,636	▲2,806	▲8.1%	31,293	▲3,149	▲9.1%
平成37年(2025年)	30,205	▲4,237	▲12.3%	29,452	▲4,990	▲14.5%

両推計ともに平成37年には約▲4,000人の減少を見込む

○公共施設等の現況(平成28年3月末時点)

- 建物系施設 257施設・延床199,351㎡
- 道路(道路面積部分) 実延長・835km
- 橋りょう数 162橋
- 上水道管 延長275km
- 下水道管 延長238km

○将来更新費用の推計結果(40年間)

- 建物系施設 903億円(年間22.6億円)
- 道路 297.5億円(年間7.5億円)
- 橋りょう 33.7億円(年間0.8億円)
- 上水道管等 261.2億円(年間6.5億円)
- 下水道管等 124.6億円(年間3.1億円)

○分析結果

建物系施設の延べ床面積別では、学校が55,456㎡・27.8%と全体の1/4を超えています。

施設数では、集会施設が100近くにのぼります。

将来の更新費用は、ハコモノからインフラまですべて合わせると40年間で1,620億円、年間40.5億円となり毎年新庁舎を整備する規模と同等となる計算です。

試算結果が今後の更新費用と一致する訳ではありませんが、理論上は大きいと言えます。

4-2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

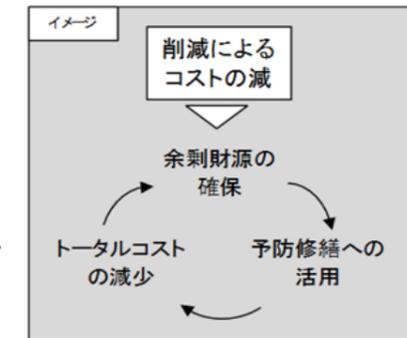
○現状や課題に関する基本認識

- (1) 将来の人口減少や世代構成の変化に対応した施設の規模用途の検討
- (2) 老朽化した施設の状況の確認や合併に伴う施設の再配置の検討
- (3) 公共施設への維持管理費を含めた財源の確保

○公共施設等の管理に関する基本的な考え方

延べ床面積を建築系施設全体で**5%**の削減目標とします。

また削減による影響[メリット]をさらに正のサイクルへ活かしつつ、どの施設を重点的に投資するのか全庁的な意思決定を目指します。



4-3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本計画は、個別計画や長寿命化計画の上位計画としての位置づけとなり、基本的な方針は各計画へ引き継がれることとなります。

集会施設の管理方法などを統一するため、現在その方針を策定中であり、本計画の基本方針に則り作業を進めています。

例えば

「地域集会施設整備計画(案)」
「潟上市橋梁長寿命化計画」 など

5 取組体制の構築

- (1) 従来の部局ごとの判断から、全庁横断的な判断への転換
- (2) 施設カルテを活用した施設情報の共有化など